

埼玉県の契約に係る入札参加停止等審査会要綱

(昭和60年4月1日施行)

[沿革] 昭和62年6月20日、平成4年4月15日、7年6月1日、12月1日、8年4月1日、10月1日、9年4月1日、10年10月1日、12年4月1日、13年4月1日、15年4月1日、17年4月1日、18年4月1日、20年4月1日、21年4月1日、25年4月1日、30年4月1日、令和4年4月1日改正

(設置)

- 第1条 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(以下「入札参加停止要綱」という。)に基づく入札参加停止等の措置の適正を図るため、埼玉県の契約に係る入札参加停止等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会に埼玉県建設工事等の契約に係る入札参加停止等審査部会(以下「建設工事等審査部会」という。)及び埼玉県物品等の契約に係る入札参加停止等審査部会(以下「物品等審査部会」という。)を置く。

(審査)

第2条 審査会は、次の事項について審査する。

- 一 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年埼玉県告示第1108号)により県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託(以下「建設工事等」という。)の競争入札に参加する資格を有する者が起した工事事故等のうち県発注に係る不正行為等に関するもので重要かつ異例なものに係る入札参加停止、入札参加停止の期間の変更又は入札参加停止の解除(以下「入札参加停止等」という。)
 - 二 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示及び物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱により県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託(以下「物品の買入れ等」という。)の競争入札に参加する資格を有する者が起こした事故等のうち県発注に係る不正行為等に関するもので重要かつ異例なものに係る入札参加停止等
- 2 建設工事等審査部会は、前項第1号に規定されている以外の建設工事等に係る入札参加停止等について審査する。
- 3 物品等審査部会は、前項第2号に規定されている以外の物品の買入れ等に係る入札参加停止等について審査する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、建設工事等及び物品の買入れ等の双方の競争入札に参加する資格を有する者が起こした事故等については、当該事故等の主たる原因に応じ、建設工事等審査部会又は物品等審査部会のいずれかにおいて審査する。

(委員)

第3条 審査会は、総務部長、農林部長、県土整備部長及び都市整備部長の職にある者をもって組織する。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうち総務部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、必要に応じて審査会を招集する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、委員の3分2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて審査事項を記載した書面又は電磁的記録を委員に回付して、審査会の審査に代えることができる。

(部会委員)

第6条 建設工事等審査部会は、総務部契約局長(以下「契約局長」という。)、農林部、県土整備部及び都市整備部の副部長(技術担当)、入札課長並びに農林部、県土整備部及び都市整備部の主管課長(農林部にあっては、森づくり課長又は農村整備課長のうちから農林部長が指名する者)の職にある者をもって組織する。

- 2 物品等審査部会は、契約局長、入札課長及び入札審査課長の職にある者をもって組織する。

(部会長)

第7条 建設工事等審査部会及び物品等審査部会(以下「審査部会」という。)に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員のうち契約局長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 部会長は、必要に応じて審査部会を招集する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第8条 審査部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 部会長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて審査事項を記載した書面又は電磁的記録を部会委員に回付して、審査部会の審査に代えることができる。

(関係職員の出席等)

第9条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、当該審査事項に関係する職員の出席を要請して、意見等を求めることができる。

(附議)

第10条 発注機関の長は、その契約に関して入札参加停止要綱第3条(別表第1、別表第2及び別表第3関係)に該当すると認められる粗雑工事、事故、建設業法違反行為、不正又は不誠実行為、その他の事実又は行為があったとき、速やかに様式第1号により契約局長に報告しなければならない。

- 2 発注機関の長は、その契約に関して入札参加停止要綱第11条(別表第4関係)に該当すると認められる事実又は行為があったときは、速やかに様式第2号により契約局長に報告しなければならない。
- 3 入札審査課長は、県発注に係る契約以外の事故等について入札参加停止要綱に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号により契約局長に報告しなければならない。

4 契約局長は、前3項の報告書の提出を受けたときは、速やかに当該報告に係る事故等を起こした業者に対する入札参加停止の措置について審査会又は審査部会に附議するものとする。

(委員等の責務)

第11条 委員及び部会委員は、入札参加停止要綱に該当すると認められる県発注に係る事故等に該当する事実を知ったときは、速やかに発注機関の長に対して、調査を求めなければならない。この場合発注機関の長は、当該委員又は部会委員に対して調査結果を報告するとともに、前条第1項により必要な措置を行うものとする。

(通知)

第12条 総務部長は、審査会又は審査部会の審査の結果に基づき入札参加停止を決定したときは、速やかに様式第3号、様式第4号又は様式第5号により関係機関の部(局)長に通知する。

(庶務)

第13条 審査会及び審査部会の庶務は、総務部入札審査課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、審査会又は審査部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は昭和60年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県建設工事請負業者指名停止等審査会要綱(昭和54年7月1日施行)及び埼玉県建設工事請負業者指名停止等事務処理要領(昭和54年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。